Africa IP UPDATE

2026年10月

COUNTRY UPDATES

政策・保護・進歩

Adams & Adamsの「アフリカ最新知財ニュースレター」の2026年10月号をお届けします。本ニュースレターは、アフリカの各地で知的財産に重要な影響を及ぼすような地域の最新事情、政策の刷新、法制面のトレンドを簡潔で生き生きとした記事にまとめて毎月お送りしています。

今月号のハイライトは以下のようになっています。

- モーリシャスがハラレ議定書に国内での効力を付与
- モザンビークの新たな国家知財戦略と新興技術への注力
- ジンバブエによる「知的財産に関する省庁間委員会」の設立
- ザンビアの知財登録証のデジタル版への移行

以上の他にも、エジプト、ナイジェリア、南アフリカ、ウガンダの最新情報が今月号に盛り込まれています。

本ニュースレターの記事の中から、アフリカ大陸の国々が知的財産制度の強化に取り組んでいる現状を読み取っていただければ幸いです。

Should you have any Africa IP queries, please do not hesitate to contact us at marketing@adams.africa so we can direct the query accordingly.

Click HERE for more information on the latest IP developments in Africa and how Adams & Adams can best assist you.

IP ARIPO
African Regional Intellectual Property Organization

ARIPO

ハラル議定書がモーリシャスについて発効

モーリシャスは2025年5月27日付で「特許、実用新案および工業意匠に関するハラレ議定書」（Harare Protocol on Patents, Utility Models and Industrial Designs）（以下「ハラレ議定書」）への加入書を寄託した。モーリシャスは現在、同議定書の規定を国内法に編入すべく知的財産法を改正することにより、自国の知財枠組みの強化に向けて大きな一歩を踏み出している。改正された知的財産法は、アフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization；ARIPO）の制度に基づいて付与された権利をモーリシャス国内で認知・行使するにあたって、法的根拠を提供するものとなる。

その結果として、モーリシャスを指定国とする特許、実用新案および工業意匠は、今後、国内で付与された同様の権利と同じ効果を持つことになる。さらに、ハラレ議定書と国内の知的財産法の間で抵触が生じた場合には同議定書が優先される旨が改正法に明記されている。

これらの法改正は、ARIPOが運用する広域的な知的財産制度にモーリシャスが参加する過程において、重要な節目を示すものである。また、ARIPOの出願制度を通じてモーリシャス国内で特許・実用新案・工業意匠の保護を求めようとする権利者の立場から見れば、このたびの法改正によって保護の確実性がいっそう高まったと言えよう。

エジプト

エジプトが商標と工業意匠に関してバーチャル審判委員会を設立

エジプト知的財産庁（Egyptian Intellectual Property Authority；EGIPA）が商標と工業意匠に関わる事案を担当するバーチャル審判委員会を設立した。

新たな制度は、伝統的な対面式の審理に代えて完全なリモート審理を導入するものであり、これによりオンラインで審判委員会を招集することが可能になる。オンラインでの審理を円滑に行うため、当事者は自らの主張の裏づけとなる証拠を紙媒体の文書と電子文書の両方で提出することを要求される。さらに、すべての審理はEGIPAのサーバに記録・保存される。ただし、部外者がこれらの記録にアクセスすることは認められない。

バーチャル審判委員会の設立は、エジプトが自国の知的財産行政の現代化と権利者のための手続合理化に持続的に取り組む一方で、審判手続の効率性向上のためにデジタル技術を積極的に取り入れていることを明らかに示している。バーチャル委員会の導入は、エジプトの知財制度のデジタル・トランスフォーメーションにおける大きな前進であり、同国の国家知的財産戦略の目標を支える基盤となるだろう。

モザンビーク

モザンビークがAIとデジタル・トランスフォーメーションを重視した新たな知財戦略を採用

モザンビーク政府は、従来の知的財産戦略に代わる2026～2035年の「国家知的財産政策・戦略」（Política e Estratégia da Propriedade Intelectual；PEPI）を新たに採用した。PEPIの目的は、モザンビークの知財枠組みの現代化を図ることによって、デジタル経済や新興技術（人工知能など）がもたらす課題と機会に対処することである。知的財産に特化した国家の包括的戦略として、モザンビークで初めて採用されたのがPEPIである。

PEPIに基づく構想の一環として、モザンビークは、AI等の新たなテクノロジーを採用することにより、自国の知的財産行政の現代化とデジタル化を目指している。モザンビーク政府はさらに、自国の知財枠組みの見直しを計画している。進行しつつあるデジタル経済の中で自国の枠組みが有効性と妥当性を維持しうることを保証するためである。この見直しのプロセスを支援するため、AIその他のデジタル技術が知的財産法に及ぼす影響を評価しようと献身的な研究が進められている。研究の対象には、AI関連発明の特許性や、AIを利用したイノベーションを保護するための適切な仕組み等が含まれる。さらに、デジタル環境における創造的著作物の保護と商業的利用を強化するため、PEPIは著作権法の見直しを提

ナイジェリア

サウスイースト地域およびサウスサウス地域での海賊版取締りを強化するためナイジェリアの著作権関係者が集結

ナイジェリア著作権委員会（Nigerian Copyright Commission；NCC）、ナイジェリア出版者協会（Nigerian Publishers Association；NPA）およびナイジェリア複製権協会（Reproduction Rights Society of Nigeria；REPRONIG）は、サウスイースト地域（南東内陸部の5州）およびサウスサウス地域（ギニア湾沿岸の6州）における海賊版と著作権侵害を取り締まるため、共同の取り組みを開始した。

このたびの共同プログラムは、著作権侵害を抑止するとともに、海賊版の有害な影響やクリエイター（著作者・出版人等）の権利を尊重することの重要性について公衆を啓発することを目指している。

ナイジェリアで出版される著作物の70%が著作権侵害または海賊版に相当すると言われており、これが出版業界における雇用喪失の原因となっている。

上記のプログラムは、著作権侵害の取締りに向けてナイジェリアが進めている取り組みに基づいて構築されたものである。過去15年間にわたり著作権侵害によって膨大な数の違反者が逮捕されており、市場から引き揚げられた侵害品は価格にして100億ナイラ以上に達している。

案している。

モザンビークの戦略を支えるのは、デジタルインフラ・制度開発・知的財産権の執行に対する多額の投資である。現在計画されている措置の中には、国家知的財産委員会（National Intellectual Property Commission）の設立、法執行当局間の調整強化、知的財産の登録と商業化を容易にする新たなサポートサービス等が含まれている。PEPIの実施期間は2035年までとなっており、テクノロジーの急速な変化に対する知的財産制度の適応に向けた大規模な国際的トレンドを反映しつつ、イノベーションと経済成長を推進することを目指している。

南アフリカ

国境を超えた事業活動が複雑化に直面する中でAdams & Adamsがアフリカ全域の知財ネットワークを強化

企業がアフリカ全域に事業を拡張していくにつれて、異なる法制度と規制体系にまたがる知的財産管理はますます複雑化していく。そのような事業展開の中で企業が自社の知的財産を保護し、商業化し、行使するためには、現地の強力な専門家と広域的な調整を組み合わせることが極めて重要だとAdams & Adamsは提言する。

「勝利のためにプレーする：知的財産を通じたアドバンテージの構築」（Playing to Win: Building Advantage Through IP）いうテーマの下に9月2日から同月4日にかけてプレトリアで開催された「アフリカ・ネットワーク・ミーティング」（Africa Network Meeting）において、Adams & Adamsは上記の提言を改めて強調した。当事務所が毎年開催しているこのイベントは今年で13回目を迎える。今年の会合には26か国から90余りの代表団が参加した。これら参加者の中には、知財実務者、規制当局者、多国籍企業、地域団体を代表する人々が含まれている。

Adams & Adamsのアフリカ・ネットワークは、一元管理による調整、適切な配慮、継続的な関わりといった基盤を活かし、アフリカ各地の市場で活動する知財専門家を連携させている。この管理されたネットワークは、国際企業およびアフリカ企業が複数の法域にまたがる知財事案を処理する際に、信頼できる現地情報にアクセスする機会を提供するとともに、その処理により大きな一貫性を与えるために構築されたものである。

Adams & Adamsのパートナーであり当事務所のアフリカ戦略委員会（Africa Strategy Committee）とアフリカ知財委員会（Africa IP Committee）の委員長を務めるSimon Brownは、次のような言葉を述べている：「アフリカ全域に事業活動を展開している企業は、多数の法域にまたがる知的財産管理の複雑さを単純化する方法を模索するようになってきています。これらの企業は信頼できる現地情報にアクセスする必要があるのですが、それと同時に一貫性と信頼を必要としています。自社の利益がさまざまな市場において効果的に管理されるという信頼感が必要なのです。このような状況においては、適度に調整されたネットワークが重要な価値を生み出すことがあります」。

2012年に提携業者による内輪の集まりとして発足した「アフリカ・ネットワーク・ミーティング」は成長を続け、今や知的財産に関するアフリカ最大級の会議の一つとなった。この年次ミーティングでは、法律事務所のパートナー、知財庁、規制機関および企業といった関係者が一堂に会し、知識を共有し、アフリカ大陸の知的財産に影響する出来事について審議している。今年の参加者には、Adams & Adamsの汎アフリカ的なネットワークの一員としてアフリカ各地のおよそ20か所の市場で活動している24の法律事務所の代表とともに、広大な知財エコシステムの諸部門を代表する利害関係者が含まれている。

今回のミーティングでは、企業の成長・投資・競争上の優位性を支える知的財産の戦略的役割が議論の焦点となった。多彩な分野を代表する参加者たちは、ブランド保護、商業化、ライセンシング、戦略的パートナーシップ、商標実務、便乗商法、地域の知財システムの新たな動きといった問題を審議している。

アフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization；ARIPO）、アフリカ知的財産機関（Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle；OAPI）、エチオピア知的財産庁（Ethiopian Intellectual Property Authority；EIPA）、ザンビア特許・企業登録局（Patents and Companies Registration Agency；PACRA）等の知財関連の重要な機関から提供された最新情報は、規制当局の動向や地域協力の機会拡大に関して深い洞察を提供してくれた。

ミーティングの開幕を飾る基調講演を行ったのは、南アフリカの元プロサッカー選手で国際的に知られたゴールキーパーのAndre Arendse氏である。同氏の講演では、トップアスリートの卓越した競技遂行能力とビジネスにおける知財の戦略的活用との類似性が指摘された。

複数の市場で活動する企業のために、今回

SPRINGBOKS

南アフリカ

スプリングボックスの試合直前に大量の模倣品を摘発

「スプリングボックス」（SPRINGBOKS）の愛称で親しまれるラグビーの南アフリカ代表とニュージーランド代表の対戦を控えて、ヨハネスブルグの中心ビジネス街には期待感が溢れていた。そんな中で、複数の法執行当局が模倣品のスポーツ用品1,700点（価格にして150万ランド以上）を押収するという事件が起こった。

今回の捜査は複数の機関からメンバーを集めた部署横断的なチームによって実行された。捜査に参加したのは、南アフリカ警察（South African Police Service）の国家模倣品・違法製品対策部隊（National Counterfeit and Illicit Goods Unit）、ハウテン州模倣品・違法製品対策部隊（Gauteng Counterfeit and Illicit Goods Unit）、治安維持部隊（Public Order Policing）、ヨハネスブルグ都市警察（Johannesburg Metropolitan Police Department）、南アフリカ歳入庁税関局（South African Revenue Service Customs）等の機関の職員と、被害者となった商標権者の代理人である。捜索・押収令状に基づいて実施された今回の活動により、捜査チームは、さまざまな周知商標が表示された模倣品のスポーツウェアおよびスポーツシューズを押収した。その中には、話題のスプリングボックスの商標を表示した模倣品も含まれていた。

報道によれば、模倣品だけでなく模倣品の製造販売に使用された設備や素材も当局により発見されたという。押収品には模倣品のラベルやステッカー、エンボス加工機、シルクスクリーン版等が含まれており、捜索された場所が単なる保管場所や販売地点という以上のものであったことを窺わせる。

スプリングボックスが出場する大きな国際試合の開催に伴ってラグビー用品の需要が高まるのはよくあることであり、それを考えれば今回の強制捜査のタイミングには特に重要な意味があった。模倣品取引業者はしばしば国際試合のようなイベントを利用して、本物そっくりの不正商品を市場に大量放出しようとするからだ。

今回の押収は、模倣品が南アフリカでますます大きな問題となっていることを思い出させる役割を果たした。模倣品はブランド権利者の知的財産権を侵害するだけでなく、合法的な企業に損害を与え、税収を減少させ、買い手が 期待する品質や満足度の水準を満たさない粗悪な製品を消費者に押し付ける。

南アフリカの模倣品取締法（Counterfeit Goods Act）は、模倣品取引を取り締まるための枠組みを規定するとともに、侵害品を押収し、それら侵害品の製造、頒布または販売に関与した者に対して法的措置をとる権限を関係当局に与えている。スポーツチームの公式グッズや関連商品を購入しようとする消費者は、特にそれら商品の需要が高まっている時期には、商品の真贋に注意を払うことが望ましい。スポーツチームのサポーターは必ず正規販売店から商品を購入するよう心掛け、異常に安価な商品、非公式の販売チャネル、ラベル表示やパッケージングの質が悪いように見える製品には警戒すべきである。公認の販売店から正規品を購入するという行為は、消費者を保護するだけでなく、合法的な企業を支援し、商標権者の利益を守ることにつながるのである。

のミーティングでは以下の3つの優先課題が強調された：知的財産を戦略的なビジネス資産として扱うこと；成長と投資を支える基盤として知財保護戦略を早期に策定すること；現地のアドバイザーや規制当局と協働して異なる法的・商業的環境に対応すること。

さらに、今回のミーティングでは、新設された「アフリカ・ネットワーク・アワード」（Africa Network Awards）の初の授賞式が行われた。これは、ネットワーク内部で優れた職能、協力およびサービスを提供したプロフェショナルを顕彰する賞である。アフリカ・ネットワーク・アワードは常設の賞として企画されており、今後も毎年のミーティングで授与され、職業的な協力体制とクライアントサービスの強化に貢献した個人や団体が表彰されることになる。

Adams & Adamsのパートナーでアフリカ特許業務部門の長でもあるNicky Garnettは次のように語っている：「成功に最も近い位置にいる企業とは、自社が創造した知的財産の価値を理解し、それら財産の保護を商業化に向けて慎重に歩みを進める企業です。企業がアフリカの各地で競争し、拡大し、投資を募るのを支援する上で、強力な知財システムと信頼できる業務関係は必須です」。

ウガンダ

ウガンダが新たな著作権管理システムの発足を予定

ウガンダ法務・憲法省（Ministry of Justice and Constitutional Affairs）とウガンダ登録サービス局（Uganda Registration Services Bureau；URSB）は、新たな著作権管理システムを導入する手続を進めている。

このシステムが始動すれば、著作権行政が現代化され、透明性が向上し、クリエイターや権利者の保護が強化されるものと期待されている。新システムの目的は、創造的な著作物が適正に保護され、クリエイターが自らの労力に対して公正な報酬を得られるような環境を創出することである。新システムの目的は他にもある。著作権使用料（ロイヤリティ）の徴収と配分に関わる透明性を高めること、著作権の登録手続を合理化すること、より効果的な権利行使の仕組みをクリエイターたちに提供すること等である。さらに、ウガンダのクリエイティブ産業の中で活動するアーティストその他の権利者の搾取に関する懸念に、新システムは対処しようとしている。

新システムの所有者は著作権管理団体となる。システムの実装が成功すれば、ウガンダの知的財産環境の発展における重要な里程標となるかもしれない。新システムの構想は、クリエイターに力を与え、ロイヤリティ管理を改善し、著作権関連のサービスを現代化することによって、イノベーションを支える基盤を提供し、クリエイティブ部門への投資を促進し、ウガンダの文化産業およびクリエイティブ産業の持続的な成長に貢献していく可能性がある。

ザンビア

PACRAが知的財産の登録についてデジタル版証明書の発行開始へ

ザンビアの特許・企業登録局（Patents and Companies Registration Agency；PACRA）は、2026年8月19日以降、著作権・商標・特許・工業意匠の登録について紙媒体の登録証の発行または印刷を停止すると発表した。同日以降、すべての知的財産登録証は電子文書として発行され、出願人が出願時に提出したeメールアドレス宛に送信されることになる。

それゆえ、出願人およびその代理人は、出願手続の過程でPACRAに提出したeメールアドレスが正確であって定期的にモニターされているかどうかを確認することが望ましい。

ジンバブエ

ジンバブエが知的財産に関する省庁間委員会を発足

ジンバブエが知的財産に関する省庁間委員会（Inter-Ministerial Committee on Intellectual Property；IMC-IP）を設立し、ジンバブエの調和のとれた知財政策立案に向けて大きな一歩を踏み出した。

同委員会の設立目的は、自国の知的財産制度の現代化を図るとともに、統合・調整された国家的な知財枠組みを創出し、その枠組みを政府の所管機関を通じて効率的に運営・執行することによって、国家知財政策の実施を支援することである。IMC-IPの任務には、政府への助言提供、地域的・国際的な義務の順守の保証、新たに出現した知財関連の課題の調査等が含まれている。現在提案されている小委員会は、クリエイティブ産業、権利の執行、公衆に対する啓発政策、立法・規制関連の事務処理、広域的・国際的な協力、イノベーションおよび科学技術を重視して活動していくことになるだろう。

省庁間委員会の構想は、イノベーション・創造性・経済成長の支柱となるような、より調和的かつ効果的な国内の知財枠組みの開発を目指して、ジンバブエ政府が真摯に取り組んでいることを示すものである。

ATTORNEYS
Patents | Trade Marks | Copyright | Designs | Commercial | Real Estate | Dispute Resolution

ADAMS & ADAMS
Realise African Enterprise

Copyright © 2026 Adams & Adams, All rights reserved.

Our address is:
Adams & Adams, Lynnwood Bridge, 4 Daventry Street
Lynnwood Manor, Pretoria, Gauteng, 0001, South Africa

Want to change how you receive these emails?
You can **update** your preferences or **unsubscribe** from this list.